

長寿医療制度についてのお知らせ (後期高齢者医療制度)

8月1日から 保険証(被保険者証) が変わります

旧 カードタイプ

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
 被保険者番号 ○○○○○○○○ 平成○○年○月○日
 住 所 岐阜県岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名 広域 太郎 性別 男
 生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日
 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
 発 効 期 日 平成○○年○○月○○日
 交 付 年 月 日 平成○○年○○月○○日
 一部負担金の割合 ○ 割

保 險 者 番 号 ○○○○○○○○
 保 險 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合



新 折り畳みタイプ

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏 名 広域 太郎

一部負担金の ○ 割
 割 合

有効期限 平成○○年○月○日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
 被保険者番号 ○○○○○○○○ 平成○○年○月○日
 住 所 岐阜県岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名 広域 太郎 性別 男
 生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日
 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
 発 効 期 日 平成○○年○○月○○日
 交 付 年 月 日 平成○○年○○月○○日
 一部負担金の割合 ○ 割

保 險 者 番 号 ○○○○○○○○
 保 險 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

長寿医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、土岐市に住所を有する75歳以上の方と、65歳以上74歳で一定の障がいがあり、長寿医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は、7月31日(金)となっておりますので、8月1日(土)からは新しい保険証をご使用ください。

なお、新しい保険証は7月中に送付し、カードタイプから折り畳みタイプに変わります。

保険料額が決定しました

平成20年の所得が確定し、平成21年度の保険料が決まりました。5月末までに岐阜県の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しますので、保険料額や納付方法をご確認ください。

**保険料のお支払いを年金から
口座振り替えに変更できます**

保険料を年金天引きや納付書でお支払いいただいている方は、口座振り替えに変更することができます。

口座振り替えによる支払いを希望される方は、市民課保険年金係にお問い合わせください。なお、年金の支払いから口座への切り替えには多少時間が掛かります。

保険料のお支払いが困難な場合

災害などで重大な損害を受けたときや失業など、その他の特別な事情により保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合がありますので、お早めに市民課保険年金係にご相談ください。

保険料の最初の納期限は7月31日(金)です

保険料を年金からお支払いいただいている方以外は、7月31日(金)が最初の納期限となりますので、期限内に納付してください。

詳しくは、岐阜県後期高齢者医療広域連合(☎058-387-6368)または市役所市民課保険年金係(内線131-136)へどうぞ。

保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の平成20年中の総所得金額などの合計額		軽減割合
33万円(基礎控除額)以下の世帯	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	9割軽減
	上記以外	※8.5割軽減
「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯		5割軽減
「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯		2割軽減

※本来は均等割額が7割軽減ですが、平成21年度は8.5割軽減となります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方は、所得割額を一律5割軽減します。

③被用者保険(健康保険や共済など)の被扶養者だった方

長寿医療制度に加入された月から2年間は所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、平成22年3月までは、特例措置として均等割額を9割軽減します。

「ちょっといい話」を募集します

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思って掛けた「言葉」や「行動」に、周りの空気が温かくなったという経験はありませんか。また、あなたがつらかったとき、苦しかったときに掛けられた「言葉」や「行動」が、励ましになった経験はありませんか。

このような身の回りの心温まる出来事を「ちょっといい話」として募集します。よりよく生き合おうとする人の姿を通して「温かい心のふれあい」「心豊かなまちづくり」について考えてみませんか。

●募集内容

自分が体験した、あるいは自分の周りにあった、心に残る「ちょっといい話」を200字程度(以内)にまとめてください。手書き、ワープロは問いません。

●応募資格

どなたでも、ご応募いただけます。

●応募方法

作品に、氏名・住所・年齢・電話番号(携帯電話可)・メールアドレス(お持ちの方のみ)を必ずご記入の上、封書、FAXまたはメールで生涯学習課(〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101・FAX ☎6310・☑syogai@city.toki.lg.jp)へご応募ください。

●締め切り

8月26日(水)※必着

●その他

- ・ご応募いただいた作品は、9月19日・20日に長良川国際会議場で開催される「人権啓発フェスティバル ハートフル・フェスタ2009 ぎふ」の会場で掲示させていただくとともに、印刷物として配布させていただきます。
- ・作品は、返却いたしませんのでご了承ください。



詳しくは、生涯学習課(内線271)へどうぞ。